

環境法論点集

環境法の試験対策としては、まずなによりも「法政策の発展過程」「環境法の基本原則・理念」を理解することが重要である。その重要性は過去に行われた試験委員のヒアリング結果でも繰り返し強調されている。

そこで、本論点集の第1部では、現行法制度に対する評価を、過去からの法政策の発展過程や環境法の基本原則・理念から論述する助けになるようなものとする事を心がけた。なお、直前期ということもあり、現行法制度については、特に重要な条文のみをピックアップした。また、既に本試験で出題された条文は省略した。

環境法では、実質的一行問題と言いうるものも多く、事例問題では一つの環境事象を多角的に把握させる問題が出るため、いかなる項目を抽出し、分析すべきか迷うことが多い。しかし、問われているのは、繰り返しになるが法政策の発展過程や環境法の基本原則・理念に対する理解である。これらの観点から評価できる法律や条項を抽出すれば、大きく間違えることはないと思われる。本試験であまり勉強してなかった分野が出来てしまったとしても、落ち着いて条文にあたれば何とかなるので、あきらめず頑張って欲しい。

次に、事例問題対策として、多様な紛争処理方法を抑える必要があるのは当然である。そこで、第2部では、紛争処理方法と各方法ごとの代表的な論点を挙げた。

事例問題では、加害者、被害者、行政の三面関係に留意した分析が求められる。民事訴訟や行政訴訟、ADR等、各紛争処理方法の違いがどこにあるかを十分理解した上で、当該問題では三面関係のうちいずれの面からの分析が求められているのか、注意して解答して欲しい。

第1部

凡例

■法制度ないし条文（教科書等で特には指摘されてない場合、「・・・」とする。）

- 1 現行法の仕組み
- 2 過去の仕組み
- 3 背景事情
- 4 評価・課題
- 5 基本原則
- 6 コメント

☞ 1・2・3は、背景事情から現行法の法制度ないし条文を説明するための参考にして欲しい。

☞ 4・5は、当該現行法ないし法制度を基本原則の観点等から評価する際の参考にして欲しい。

☞ 6は、留意して欲しい事項について記した。

■訴訟との関係

環境影響評価法

■事業アセス

- 1ないし4
- 省略（新司2-2）
- 5 基本原則

環境影響評価法は、公衆の関与等の下、「よりよい代替案」を検討することで環境リスクを管理する法制度である。

これは従来の問題対処的な規制手段によるのでは十分ではないとの認識の下、社会経済活動のあり方自体を見直して、社会全体を環境への負荷の小さい構造に変えようとするものであり、環境容量の制約の下で、経済・社会の発展を行おうとする「持続可能な発展」（環境基本法3、4）のための手段と評価できる（環境基本法20条参照）。

土壤汚染対策法

■台帳制度(法 6)

1 現行法の仕組み

区域指定された土地は、都道府県知事が管理する指定区域台帳に記載される(法 6Ⅰ)。同台帳は、原則として公開である(同Ⅲ)。

特定有害物質による土壤汚染を除去し、汚染の程度が区域指定基準に満たなくなった場合、区域指定が解除され(法 5Ⅳ)、その結果、指定区域台帳の記載は削除される。汚染対策措置として完全浄化を行わず、封じ込め等の措置に留まる場合、区域指定の解除がなされず、指定区域台帳への記載が残ることに注意を要する。

2 過去の仕組み

・・・

3 背景事情

・・・

4 評価・課題

土壤汚染対策法は、土地取引への配慮を法の目的(法 1)とはしていない。

もっとも、指定区域台帳制度(法 6)は、汚染の適切な管理を主たる目的とするものの、汚染の有無が外部から分かりにくい土地の円滑な取引の確保にも資する制度であり、情報的手法の好例といえる。

今後は、調査された情報の開示・公表制度を設けることも考えられる。円滑な土地取引の確保を趣旨とするのであれば、少なくとも土地買受人や賃借人には開示すべきであるが、さらに進んで周辺住民等への開示や公表も考えうる。もっとも、調査の正確性については、技術的観点から限界が指摘されているところであり、かかる開示や公表の是非は検討を要する。

5 基本原則

・・・

6 コメント

情報的手法が採用されている他の法律も併せて抑えて欲しい(例えば、温対法 21 条の 2 以下)。また、規制的手法のみでは政策手法として不十分であることや情報的手法の有効性と限界、ポリシーミックスの必要等についても自分の言葉で表現できるようにして欲しい。

■3条調査と4条調査

省略 (新司 2-2)